

～中小企業強靱化法セミナー～

今、大切なお客さまに伝えたい

『事業継続力強化計画認定制度』

人生100年時代！

社会を支える中小企業の皆さまに持続的な企業経営を目的とした国の認証制度をご存知でしょうか。自然災害・感染症などから事業を守る経済産業省が推進する中小企業強靱化法「事業継続力強化計画」認定制度をわかりやすく解説します。

全国約20,000社が取得している今注目の認定制度です。ご参加をお待ちしております。

2021年 **9/24**(金) 15:00-16:00



テーマ：中小企業強靱化法の概要と取得メリット
講師：三井住友海上あいおい生命保険株式会社
営業教育企画部 部長 倉田 宏治

「事業継続力強化計画認定」のスペシャリストとして、延べ500社の認定取得にたずさわった経験、ノウハウをお伝えします。



防災・減災に取り組む中小企業を応援します！

事業継続力強化計画の認定制度が始まります！

- メリット1** 企業名を中小企業庁HPで公表&認定ロゴマークの使用が可能！
- メリット2** 対象の防災・減災設備が税制優遇される！
- メリット3** 補助金が優先的に採択される！(ものづくり補助金等)
- メリット4** 信用保証料の拡大、日本政策金融公庫による低利融資等の金融支援を利用できる！

認定を受けることで取引先からの信用もアップ！連携をいただける企業や地方自治体からの支援措置も受けられます！

『事業継続力強化計画』認定制度に関する問い合わせ先
 中小企業庁 事業継続部 経営担当対策課 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話：03-3501-0459 FAX：03-3501-6805

『実効性のある具体的なプラン』を認定します！

ポイントは『自社の事業の長を踏まえた防災・減災計画』

- 『事業継続力強化計画』認定制度とは…
 中小企業が自然災害・減災の事業対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加算などの支援策が活用いただけます。
- 『事業継続力強化計画』の認定に記載が必要な事項
 ハザードマップ活用結果、自然災害リスクの徹底結果、ハザードマップ再活用した、自然災害リスクの徹底結果、緊急時の連絡対応手順、人員確保、避難・避難の確保、機材の修理、復旧体制の構築、取引先や関係団体との連携、取引先や関係団体との連携、取引先や関係団体との連携、取引先や関係団体との連携
- こんな取組を社内で推進しましょう！

目的の明確化 ・いざというときに慌てないよう、被災時に何を目標とするのかがあらかじめ設定	具体的な事業対策 ● 従業員 ・従業員の業務内容・作業手順等のマニュアル化 ・他社との連携による非常時の従業員の相互応援体制の構築 ● 設備・施設 ・地震や水害などの被害に備える設備の設置 ・配電盤等の重要設備の高所設置 ・停電に備えた自家発電設備の導入 ● 契約関係 ・被災をした際に、賠償を受けられることが望める契約を確保 ・水害や地震などの災害に対応した損害保険や共済に加入 ・休業時に利益補償をする保険に加入 ・建物や機械設備だけでなく、在庫や中間材などを対象とする保険・共済に加入 ● 取引先 ・契約前や顧客情報など、重要な情報を複数社・クラウドサービスを活用した情報の保護 ● 地域・関係団体との連携 ・地域との企業との非常時対応連絡の整備 ・取引先や、関係者組合等での連携
リスク評価、被害想定 ・ハザードマップを確認し、リスクを把握 ・想定による事業への影響を想定	緊急時の初期対応手順 ・人命の安全確保(従業員の出発、安否確認) ・非常時の緊急体制の構築 ・取引先や関係団体への被害状況の共有方法等の構築
取引先・他社との協力体制 ・顧客トップによる推進 ・実務部の社内体制の構築	実効性の担保 ・年に1回以上、計画の実効性を確認する訓練を実施 ・自らの経営環境の変化に応じた計画の見直し

●あなたの会社の事業継続力の取り組み状況をチェック！

□ 1 災害が発生した際にも、経営の事業を止めない □ 2 事業の再開や復旧の計画・シナリオを事前に作成する □ 3 従業員や顧客への被害を最小化しようとする □ 4 災害発生時の連絡体制を整備している □ 5 災害発生時の連絡体制や避難体制を共有している □ 6 災害発生時の連絡体制を整備している □ 7 災害発生時に備える非常時対応、安否確認体制を整備している □ 8 災害発生時の連絡体制を整備している	□ 9 従業員の出発・復旧について、他社との連携などを確保している □ 10 顧客や取引先に対して、被害発生時の連絡体制を整備している □ 11 顧客や取引先に対して、被害発生時の連絡体制を整備している □ 12 他社との連携による非常時の従業員の相互応援体制を整備している □ 13 設備や機械設備に備える設備を確保している □ 14 設備や機械設備に備える設備を確保している □ 15 備えている設備や機械設備について、定期的な点検や修理体制を整備している
--	--

『事業継続力強化計画』認定制度に関する問い合わせ先
 中小企業庁 事業継続部 経営担当対策課 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話：03-3501-0459 FAX：03-3501-6805

セミナー参加申込書

『中小企業強靱化法』セミナー

＜お申込み方法と受講までの流れ＞

1. 参加申し込み

※FAX・メールにてお申込みください※

貴社名	
参加者名	
電話番号	
E-MAIL	

宛先:三井住友海上火災保険株式会社 山陰支店(担当:山口)
FAX:0852-21-2459 E-mail:toshiyuki-yamaguchi@ms-ins.com

2. WEB参加の流れ

開催前日まで

参加用ID／パスワードをご案内いたします。

開催当日

開始時間10分前までに、ログインしてください。

3. 注意事項

- ・当日はパソコン、タブレットなどインターネットに接続可能な端末をご用意ください。
- ・当セミナーは「Zoom」システムを利用して開催します。
- ・当セミナーの録画・録音・撮影、および二次利用は不可といたします。
- ・ライブ配信となりますため、映像や音声が乱れる場合もございます。
- ・フリーズ等の不具合が生じた際は、一旦、WEBセミナーから退出し、再度入り直しをお試ください。